

【声 明】

生活保護基準引下げ違憲訴訟福岡地裁不当判決に抗議する

2021年5月12日
全国生活と健康を守る会連合会
会長代行 吉田松雄
東京都新宿区新宿5-12-15
KATOビル3F
TEL 03-3354-7431

本日、福岡地方裁判所は、生活保護基準引下げ違憲処分取消裁判で、保護費引下処分を取り消すという原告の請求を退ける不当判決を言い渡しました。

この裁判は、福岡県内の生活保護利用者117名が、福岡県及び各自治体を被告として、2013年から3年間行われた生活保護費引下げ処分の取消等を求めたものです。

同様の裁判は、全国29地裁で提起され、これまでに4つの地裁で判決が出されました。名古屋、札幌、福岡で敗訴、大阪で勝利しました。

本判決は、大阪地裁、統計等の客観的な数値等との「合理的関連性や専門的知見との整合性を欠いている」として退けた国の主張を丸呑みし、原告の置かれた厳しい生活実態を真摯に受け止めようとせず、国の生活保護をはじめとした社会保障削減政策を追認したもので、到底容認できません。

新型コロナウイルス感染症の拡大の下で、格差と貧困が拡大し、現在の社会保障制度の脆弱さが浮き彫りになり、最後のセーフティネットとしての生活保護の重要性が明らかになりました。生活保護制度は他の諸制度や諸施策と連動しており、保護基準はナショナルミニマム（国民的最低限）として、生活全般に極めて重大な影響を及ぼしています。

私たちは、国に引き下げた生活保護費を元に戻すこと、水際作戦を根絶し、扶養照会を中止して、必要な人に生活保護制度が届くようにすることを強く要求します。

全生連は、引き続き生存権裁判勝利のために奮闘するとともに、市民と野党の共闘を前進させ、年内に行われる総選挙で勝利し、野党連合政権を実現して要求実現の展望を切り開くために、さらに奮闘するものです。

以 上